

今号のテーマ マニフェストについて

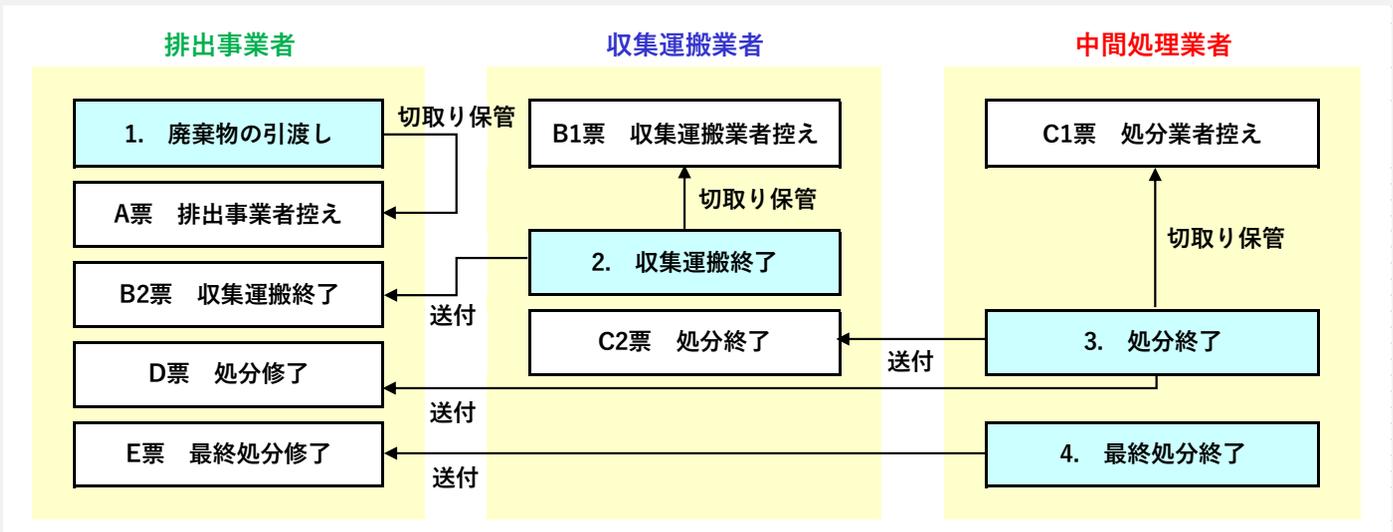
1993年、産業廃棄物の流れを確認し、適正な処理を行うことを目的として「産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度」が義務化されました。マニフェストは英語では「manifest」で、選挙公約を意味する「manifesto」とはつづりや発音が異なります。

マニフェストとは

マニフェストとは、処理委託した産業廃棄物が契約内容どおりに適正処理されたかを確認するための管理伝票で、産業廃棄物の種類や量・運搬委託業者・処分委託業者・処分方法などが記載されています。産業廃棄物を収集運搬業者や中間処理業者に引き渡す時に交付され、排出事業者が委託した産業廃棄物の処理が終わるまで、これらの廃棄物とともに移動します。

マニフェストの流れ

紙マニフェストは、7枚綴りの複写式でA票・B1票・B2票・C1票・C2票・D票・E票からなっています。これらの流れを以下に示します。マニフェストは、交付した排出事業者と、それを受け取った処理業者の双方で、5年間にわたり保管することが義務付けられています。



当該事業者	マニフェストの役割	
排出事業者	A票 (排出時の自社控え)	排出時に必要事項を記入し収集運搬業者の受領サインの後、A票のみを切り取ります
	B2票 (運搬終了の確認)	収集運搬業者が運搬を完了したとき、お手元に届きます
	D票 (処分終了の確認)	中間処理業者が処分を完了したとき、お手元に届きます
	E票 (最終処分終了の確認)	最終処分が完了したとき、お手元に届きます
収集運搬業者	B1票 (運搬終了の自社控え)	運搬終了時に終了年月日を記載しB1票とB2票を切り取ります (B2票は排出事業者へ送付)
	C2票 (処分終了の確認)	C2票は、中間処理業者が処分を完了したとき、手元に届きます
中間処理業者	C1票 (処分終了の自社控え)	処分終了時に終了年月日を記載しC1票、C2票、D票を切り取ります (C2票は収集運搬業者、D票は排出事業者へ送付)